

6/11

# パナマ文書記載法人・個人

## 国内、申告漏れ10億円

国税調査

政治家や富裕層によるタックスヘイブン（租税回避地）の利用実態を暴いた「パナマ文書」を巡り、登場する日本の個人や法人を国税当局が調べた結果、所得税などの申告漏れが総額10億円を超えることが10日、関係者への取材で分かった。パナマ文書に基づく国内の

税務調査結果が明らかになるのは初めて。申告漏れの多くは個人による海外投資に絡んだものだった。既に一部は修正申告に応じたとみられるほか、今後、追徴税などが通知されるケースもあるとみられる。

関係者によると、パナマ文書に登場する個人や法人に対し、各地の国税局や国税事務所が書面で問い合わせたり、訪問したりして調べた。大部分に違法性はなかったが、国内の取引に関係する所得の不正申告が見つかるケースもあったという。また、パナマ文書に登場する個人の中には文書の内容公表後、自主的に修正申告する動きもあり、こうした申告額は数億円規模とみられる。